

「国際的に活動する保険グループの監督のための 共通の枠組み(ComFrame)」の概要

一般社団法人 日本損害保険協会 国際企画部
(2017年6月作成)

(※)本資料に含まれる情報は 2013年10月以降に公表されたIAISの文書に基づいています。
本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。

ComFrameとは

- ComFrame(Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)は、保険監督者国際機構(IAIS)が策定する、国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups: IAIGs)の監督のための共通の枠組みです。
- ComFrameはIAIGsに対する実効的なグループワイド監督に焦点を合わせた国際的な監督要件であり、すべての保険者および保険グループを対象とする保険基本原則(Insurance Core Principles: ICP)が規定するハイレベルな要件・ガイダンスに則り、それらを拡充するものとされています。
- ComFrameは、IAIGsの規制監督プロセスの比較可能性の基盤を提供することにより、監督者が効率的かつ効果的に協力・協調するための枠組みとなることが意図されています。IAIGsに係る監督活動・情報がグループレベルで調整され、グループワイド監督者とホスト国監督者間の連携が促進されることで、IAIGsへのコンプライアンス・報告に関する要求が低減するとされています。
- ComFrameの基本原則として、「プロポーショナルリティー(IAIGsの性質、規模、複雑性に鑑みて適用する)」、「グループワイド監督のアプローチ(アプローチに優劣は付けず、アウトカムベースでの監督を実施する)」、「経営構造(構造に優劣は付けず、アウトカムを重視する)」、「監督者間の役割分担(グループワイド監督者・関係監督者の責任を定めるとともに、機密保持に留意しつつ、両者間の協力・調整を重視する)」が掲げられています。

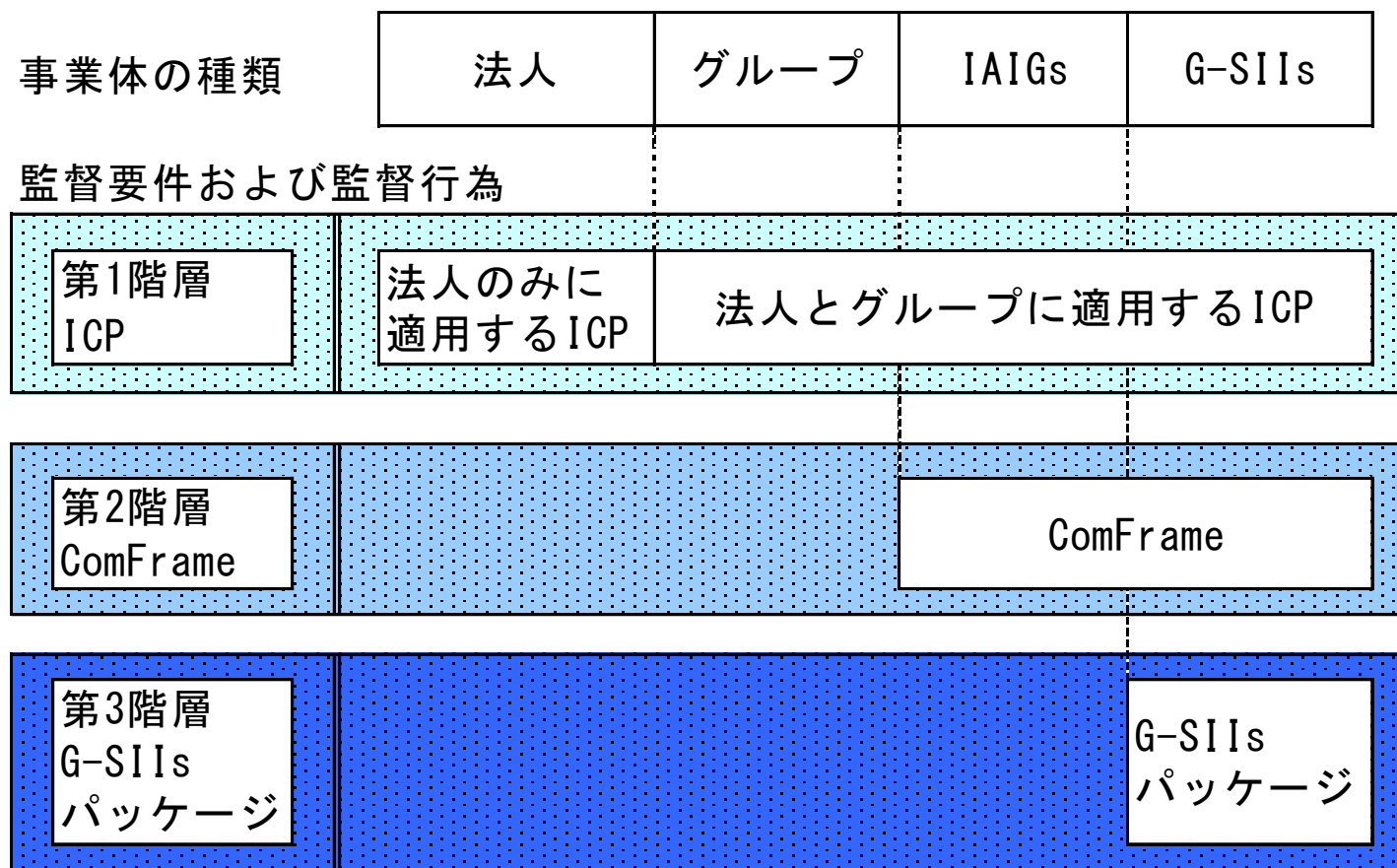
ComFrame策定スケジュール

- ComFrameの策定は2010年7月に開始され、2013年10月までに3回の市中協議が実施されました。
- ComFrameがより実効的なものとなるよう、2013年10月以降、メンバーおよびボランティアとして参加している保険グループを対象とした定量的・定性的フィールドテスト(FT)が順次実施されています。
- 従来、ComFrameはICPとは別文書として策定されてきましたが、ComFrameをICPに統合し、ICPの中にIAIGs のみに適用するComFrame要件を盛り込む方針が、2017年1月に示されました。これは、テーマ別に基準策定・改正を進めるとのIAISの方針変更に伴うものです。
- IAISは、次のスケジュールで、ICP・ComFrameの策定を進めていくとしています。

2017年3月 - 6月	市中協議：ガバナンス（ICP5、7、8）、監督者・監督措置（ICP9、10）、監督協力・協調（ICP3、25）、市場からの撤退・破綻処理（ICP12）
2017年6月/7月	市中協議：再保険、およびその他リスク移転（ICP13）
2017年7月/8月	市中協議：監督者（ICP2）、仲介者（ICP18）、業務行為（ICP19）、マクロプルデンシャル・サーベイランスおよび保険監督（ICP24）
2017年11月/12月	市中協議：リスク管理・内部統制（ICP8）、投資（ICP15）、統合リスク管理（ICP16）
2018年6月	市中協議：ICS2.0を含むコムフレーム全体
2018年 - 2019年	ICP、ComFrameの追加改定、改定ICPの公表
2019年11月	改定ICP（ComFrame、ICS 2.0を含む）の総会での採択

ComFrameと他のIAIS監督文書の関係

- ComFrameは、IAISの保険基本原則(ICPs)を補完する役割を担っておりますが、この他に、IAISではシステム上重要なグローバルな保険会社(G-SIIs)に適用される監督枠組みも策定しています。
- 以下の図は、ICP・ComFrame・G-SIIs適用規制の関係を示しています。



現行ComFrame全体図 (2019年11月にICPと統合されるまでの構成)

- 現行ComFrameは3つのモジュール(Module)とそれぞれの要素(Element)で構成されています。
- なお、ComFrameのICPへの統合後には、モジュール構造は無くなることとされています。

モジュール1 (M1) ComFrameの適用範囲	モジュール2 (M2) IAIG	モジュール3 (M3) 監督者
M1E1 IAIGの特定	M2E1 IAIGの法的構造 および経営構造	M3E1 グループワイド 監督プロセス
M1E2 IAIGの特定プロセス	M2E2 ガバナンス	M3E2 監督カレッジ、 監督協力および協調
M1E3 ComFrame監督の範囲	M2E3 ERM	M3E3 監督者間での危機管理 および破綻処理措置
M1E4 グループワイド 監督者の特定	M2E4 ERM方針	
	M2E5 資本十分性評価	

現行ComFrame(モジュール1)

■ 対象となるIAIGsの選定方法

- IAIGsは、グループワイド監督者主導の下、監督カレッジによって選定されます。その選定基準として以下が設定されています。

(a) 国際的事業活動基準

- 保険料が3以上の管轄区域において引き受けられる
- ホーム国以外からの引受保険料総額が、グループ全体の引受保険料総額の10%を超える

および

(b) 規模基準(ローリング方式の3年間の平均に基づく)

- 総資産が500億米ドル以上、または
- 引受保険料総額が100億米ドル以上

- 監督裁量によりIAIGsに選定される、あるいはIAIGsから外れる可能性もあります。
- IAISは世界で50社程度がIAIGsとなるとの見方を示しています。

現行ComFrame(モジュール2)

■ IAIGsに課される要件

- IAIGsに選ばれた保険グループには、コーポレートガバナンス要件、リスク管理(ERM)要件、保険グループの組織構造に係る要件、財務健全性要件、報告・開示要件などが課されることとなります。

モジュール1 (M1)
ComFrameの適用範囲

M1E1
IAIGの特定

M1E2
IAIGの特定プロセス

M1E3
ComFrame監督の範囲

M1E4
グループワイド
監督者の特定

モジュール2 (M2)
IAIG

M2E1
IAIGの法的構造
および経営構造

M2E2
ガバナンス

M2E3
ERM

M2E4
ERM方針

M2E5
資本十分性評価

モジュール3 (M3)
監督者

M3E1
グループワイド
監督プロセス

M3E2
監督カレッジ、
監督協力および協調

M3E3
監督者間での危機管理
および破綻処理措置

(※)M2E5は、ICS(国際保険資本基準)に置き換わることになっています。ICSについては以下をご参照ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/capitalstandard.html>

現行ComFrame(モジュール3)

■ 監督当局に課される要件

- 選定されたIAIGsのグループワイド監督者および関連当局には、監督プロセス、他国監督当局との連携、危機管理および破綻処理に関する要件などに準拠することが求められます。

モジュール1 (M1)
ComFrameの適用範囲

M1E1
IAIGの特定

M1E2
IAIGの特定プロセス

M1E3
ComFrame監督の範囲

M1E4
グループワイド
監督者の特定

モジュール2 (M2)
IAIG

M2E1
IAIGの法的構造
および経営構造

M2E2
ガバナンス

M2E3
ERM

M2E4
ERM方針

M2E5
資本十分性評価

モジュール3 (M3)
監督者

M3E1
グループワイド
監督プロセス

M3E2
監督カレッジ、
監督協力および協調

M3E3
監督者間での危機管理
および破綻処理措置